



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 10 月 22 日 (木曜日) 第 149 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁	公 告	頁
○救急病院の認定…………… (医療業務課) 1		○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意…………… (水産政策課) 2	
○保安林の指定予定の通知 (2件) …… (自然環境課) 1		○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見…………… (商工政策課) 2	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (2件) …… (“) 1		○落札者等の公告…………… 2	
		公安委員会公告	
		○機械警備業務管理者講習の実施について…………… 3	

告 示

宮崎県告示第 854号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和 2 年 10 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
宮崎大学医学部附属病院	宮崎市清武町木原5200番地

2 救急病院の認定の有効期間

令和 2 年 11 月 1 日から令和 5 年 10 月 31 日まで

宮崎県告示第 855号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 2 年 10 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡川南町大字川南字鬼ヶ久保 16745-1・16746-1・16763 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、16747、16748

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字鬼ヶ久保 16745-1・16747・16748・16763 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに川南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 856号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 2 年 10 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字前谷4276-3・4279-3・4293 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、4279-1、4294、4307、4308

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字前谷4307・4308 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 857号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和 2 年 10 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 児湯郡川南町大字川南字鬼ヶ久保 16745-1、16746-1、16763
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに川南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 858号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和 2 年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字前谷4276-3、4279-3、4293
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 859号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和 2 年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	令和 2 年 9 月16日
発起人の住所及び氏名	串間市 西村 守 串間市 山本 文雄

加入区	串間市第二加入区
区 域	串間市漁業協同組合の地区
区 分	小型漁船漁業であって小型機船船びき網等漁業以外のもの及び小型定置漁業

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 2 年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - イオン都城ショッピングセンター
 - 都城市早鈴町1990番地
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
 - 法第6条第1項の規定による届出
 - 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
 - 令和 2 年 6 月23日
- 3 意見の概要
 - 意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
 - 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
 - 令和 2 年10月22日から令和 2 年11月24日まで

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 2 年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 特定役務の名称及び数量
 - 宮崎県次期サーバ統合基盤提供業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
 - 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当
 - 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
 - 令和 2 年 8 月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - 株式会社Q T n e t
 - 福岡県福岡市中央区天神1丁目12番20号
- 5 落札金額
 - 1,782,000,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日

令和 2 年 5 月 28 日

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第20号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第42条第 2 項に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和 2 年 10 月 22 日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

1 講習の実施日及び定員

講習種別	講習の実施日	定員
機械警備業務管理者講習	令和 3 年 1 月 18 日（月）から 1 月 21 日（木）まで	15 人

2 講習の場所

宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3
宮崎県技能検定センター
電話 0985-58-1570

3 講習の実施要領

- 講習は、一般社団法人宮崎県警備業協会に委託して実施する。
- 講習の最後に、修了考査（5 枝択一式 40 問、100 分）を実施し、80 パーセント以上の正解者を合格者とし、合格者に講習修了証明書を交付する。
修了考査不合格者に対する再考査は行わない。

4 受講申込書の提出方法等

- 提出先
住所地又は警備員である者は属する営業所の所在地を管轄する警察署
- 提出期間及び時間

講習種別	提出日時
機械警備業務管理者講習	令和 2 年 11 月 16 日（月）から 11 月 27 日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。
郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類

受講申込書（受講申込者の写真（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）1 通

5 手数料

4 の受講申込の際、39,000 円に相当する額の宮崎県収入証紙を納入すること。
手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会（代表電話 0985-28-0518）に連絡すること。
- この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関

する目的以外には使用しない。

- 公示後、社会情勢の変化により、講習実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。
- 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話 0985-31-0110）に行うこと。

--	--